

2014年4月17日制定

2021年7月1日改訂

2021年8月1日施行

この規程は、別に定める「一般財団法人 日本建築センター BELS評価業務規程」（以下、「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人 日本建築センター（以下、「財団」という。）が実施するBELS評価業務に係る評価料金について、必要な事項を定める。

なお、評価料金等には、消費税を含むものとする。（は）

1. BELS評価料金

(1) 財団が実施する非住宅建築物のBELS評価料金の額は、表1の額とする。（い）（ろ）（は）

表1

対象床面積の合計	評価料金	
	標準入力法等	モデル建物法
500㎡以内のもの	198,000 円	99,000 円
500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	297,000 円	165,000 円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	396,000 円	198,000 円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	429,000 円	231,000 円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	462,000 円	264,000 円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	561,000 円	297,000 円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	792,000 円	429,000 円
100,000㎡を超えるもの	別途見積	別途見積

(2) 建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途以外の場合の評価料金の額は、表2の額とする。（い）（ろ）（は）

表2

対象床面積の合計	評価料金	
	標準入力法等	モデル建物法
500㎡以内のもの	132,000 円	66,000 円
500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	198,000 円	110,000 円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	264,000 円	132,000 円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	286,000 円	154,000 円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	308,000 円	176,000 円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	374,000 円	198,000 円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	528,000 円	286,000 円
100,000㎡を超えるもの	別途見積	別途見積

(3) 建築物の用途が住宅の場合の評価料金の額は、表3の額とする。（ろ）（は）（に）

2014年4月17日制定

2021年7月1日改訂

2021年8月1日施行

表3

		共同住宅等
申請対象		評価料金
a) 住戸	500戸以内のもの	110,000+M×2,200円
	500戸を超えるもの	別途見積
b) 共用部分		110,000円
c) 住棟		a) 住戸 + b) 共用部分 = c) 住棟

※M：評価対象住戸数を示すものとする。

- (4) 建築物の用途が、非住宅と住宅を含む複合用途の建築物の場合の評価料金の額は、(1)又は(2)に規定する額に(3)に規定する額を加算した額とする。(ろ)
- (5) 評価書の発行には1枚につき1,650円の発行事務手数料を加算する。(に)
- (6) 既に評価書が交付された計画について、その計画を変更して申請する場合に係る評価料金の額は、(1)から(4)に規定する額に2分の1を乗じた額とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、新たに当該計画に係る評価の申請を受けたものとして(1)から(4)に規定する額とする。(い)(ろ)(に)
- 1) 対象となる建築物に係る直前の評価を他機関が行っているもの
 - 2) 計算に使用したツールまたはプログラムが、申請時において国立研究開発法人建築研究所から公開されていないもの
 - 3) 計算方法を変更して申請するもの
- (7) 既存建築物における改修前後の評価を行う場合の評価料金の額は、(1)から(4)に規定する額に2分の3を乗じた額とする。(い)
- (8) 建築物全体又は共同住宅等の住棟の評価において、共用部分の評価を行う必要がない場合は、表3「b)共用部分」の評価料金は加算しない。(に)
- (9) ZEB Oriented 及び建物用途を対象としたZEBの表示を希望する申請の場合は、別途見積もりとする。(は)
- (10) BEST(省エネ基準対応ツール)を利用した計算方法による申請の場合は、別途見積もりとする。(に)

2. 評価料金の減額

- (1) 評価の申請を次に掲げる財団の確認、住宅性能評価、技術的審査、評価認証の申請と併せて行う場合は、当該評価料金の額は以下により計算した額とする。(い)(ろ)
- 1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。)第6条の2第1項の確認を併せて行う場合は、
 1. に規定する額に10分の8を乗じた額
 - 2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。)第3条第1項に規定する設計住宅性能評価を併せて行う場合(建築基準法第6条の2第1項の確認と併せて行う

2014年4月17日制定

2021年7月1日改訂

2021年8月1日施行

場合を含む。)は、1.(3)に規定する額に10分の5を乗じた額

3) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。)第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の低炭素法第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)第5条第1項の長期優良住宅建築等計画の法第6条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査を併せて行う場合は、1.に規定する額に10分の5を乗じた額

4) CASBE 評価認証を併せて行う場合は、1.に規定する額に10分の5を乗じた額

(2)(1)のうち、2)、3)、4)の減額の適用は、評価に同一の計算書を用いる場合に限る。(に)

(3) 評価を効率的に実施できる場合(類似する複数の建築物の申請など設計図書が高度に標準化されている場合等)は、実費を勘案して評価料金を減額することができる。

3. 評価料金の増額

評価が複雑な場合は、申請者と協議の上、実費を勘案して評価料金の増額をすることができる。

(い)(ろ)

4. プレート等の交付料金

プレート等(以下「アイテム」という。)の交付を行う場合、1.に規定する額に、別途アイテムの製作に係る費用の実費相当額及び1アイテムにつき事務手数料として5,500円を加算する。

(ろ)(は)

5. 評価料金の支払方法

建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務約款第5条によるものとする。

6. その他

業務規程第10条第4項の規定により評価書を再交付するときの料金は、1通につき11,000円とする。(ろ)(は)(に)

(附則) この評価料金規程は平成27年6月22日より施行する。

(附則) この評価料金規程は平成28年4月1日より施行する。

(附則) この評価料金規程は令和3年4月1日より施行する。

(附則) この評価料金規程は令和3年8月1日より施行する。

ただし、この規程の施行前に旧規程に基づき行われた評価料金に係る見積書の発行がなされているものについては、なお従前の例によることができる。